

令和8年8月18日

保護者各位

太田市教育委員会
(公印省略)

大雨により学用品を失った児童生徒への学用品費の支給について（お知らせ）

この度の大雨により皆様が多大なご不便を被られていることに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、太田市では、市内に住所を有し、小・中・義務教育学校に在学する児童生徒の保護者を対象に、災害により失った学用品の再購入にかかった費用を補助しています。令和8年7月17日の大雨で被害に遭われ学用品を失った方は、下表の学用品を再購入した費用について、小・中学生一人当たり最大5万円の補助を受けることができます。

また、被害に遭われた方は、お子様が在籍されている学校へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

○必要書類

申請には、り災証明書と学用品を購入した領収書、レシートが必要になりますので、申請が完了するまで必ず保管してください。

○申請時期及び方法

9月（2学期開始）から受付を開始します。お子様の通っている学校での申請となります。

○補助の対象となる学用品

学用品	備考
1 制服、通学用品	雨靴、雨傘、通学用自転車等を含む。
2 教科書、ノート、辞典類、筆記用具等	副教材、副読本、練習帳、地図帳、書道用具、等を含む。
3 体育着、給食着、運動靴等	作業衣類、上履き、体育館用靴を含む。
4 その他小学校又は中学校において必要とする教材、教具等	

○学用品の支援についての詳細は、太田市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/1062352.html>



○り災証明についてはこちらの豪雨被害の支援情報一覧よりご確認ください。

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/1062237.html>



【お問い合わせ先】

太田市粕川町520番地

太田市教育委員会 学校教育課 管理係

TEL 0276-20-7084